

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事課) 一

ページ

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十六号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(手当の支給限度額の特例)

5 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う業務又は作業に従事した場合における第四十七条の規定の適用については、同条中「及び航空手当」とあるのは、「、航空手当及び平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う業務又は作業に従事したことにより支給されることとなる手当」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。